

東京都社会保険労務士会

江戸川支部細則運用規約

平成 27 年 4 月 21 日現在

江戸川支部細則運用規約

（目 的）

第1条 この規約は、東京都社会保険労務士会江戸川支部（以下「当支部」という）が、東京都社会保険労務士会（以下「東京会」という）会則および東京会制定の支部細則を円滑に施行するため、その運用について定めたものである。

（所在地）

第2条 当支部の事務所は、支部長の事務所に置く。ただし、支部長事務所に設置が困難なときは、支部長が指定した場所に置くことがある。

（所属会員および支部部会）

第3条 当支部に所属する会員（以下「所属会員」という）は、東京会の会員であつて、江戸川区の区域内に事務所を有する者（以下「開業会員」という）、または勤務先もしくは住所を有する者（以下「勤務等会員」という）をいう。

2. 所属会員は、開業会員で構成する支部開業部会と勤務等会員で構成する支部勤務等部会に所属するものとする。
3. 支部開業部会および支部勤務等部会（以下「支部部会」という）は、東京会支部細則第4条に規定する業務のうち支部部会に係るものについて行うものとする。

（役 員）

第4条 支部に次の役員（以下「支部役員」という）を置く。

- (1) 支部長 1名
 - (2) 副支部長は6名以内とする
 - (3) 幹事は40名以内とする
 - (4) 監査は2名以内とする
2. 各支部部会に次の役員（以下「支部部会役員」という）を置く。
- (1) 支部部会長 1名
 - (2) 支部副部会長は若干人とする
 - (3) 支部部会委員は若干人とする

（役員を選出および委嘱等）

第5条 支部長は、所属会員の選挙により選出し、選出された者を東京会会長が委嘱

する。

2. 副支部長は、所属会員の中から支部長が指名する。
3. 幹事および監査役は、所属会員の選挙により選出し、支部長が委嘱する。ただし、立候補者が定数に満たない場合は、支部長が責任をもって選出する。
4. 支部部会役員は、所属会員の中から支部長が指名する。
5. その他、役員の選出に関して必要な事項は、東京会支部役員選出に関する運営細則を準用する。

（役員の職務）

第6条 役員の職務は、東京会支部細則第7条に規定する職務とする。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は、東京会会則第18条の規定を準用する。

（会 議）

第8条 支部会議は、所属会員をもって構成し、定期または必要に応じ（以下「臨時」という）て、次の事項を審議決定する。

- (1) 支部長の選出
 - (2) 理事候補者の選出
 - (3) 代議員の選出
 - (4) 幹事の選出
 - (5) 監査の選出
 - (6) その他必要な事項
2. 定期支部会議は、毎年、東京会通常総会の行われる日の前に、また、臨時支部会議は、必要に応じて開催する。
 3. 支部役員会議は、支部役員をもって構成し必要に応じて開催する。
 4. 前2項の会議の招集は、必要に応じて支部長が行う。
 5. 支部部会役員会議は、支部部会役員をもって構成し、必要に応じて開催する。
 6. 前項の会議の招集は、必要に応じて支部部会長が行う。

（支部会議の通知および決議）

第9条 支部長は、支部会議を開催するときは、会議の構成員に対して、会議の日時、場所および会議の目的、その他必要な事項を記載して、開催する日の7日前までに文書をもって通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

2. 定期および臨時支部会議は、所属会員の過半数（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。

（例 会）

第 10 条 支部例会は、所属会員の連絡調整をはかるため、必要に応じて支部長が招集する。

2. 支部部会例会は、支部部会委員の連絡調整をはかるため、必要に応じて支部部会長が招集する。

（顧 問）

第 11 条 支部長は、当支部所属会員の中から、支部役員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。

2. 顧問は支部長の諮問に応じ、支部役員会に出席して意見を述べることができる。ただし、決議には加わらない。
3. 顧問の委嘱については、別に定める顧問委嘱規程によるものとする。

（担 当）

第 12 条 支部長は、支部運営のために、副支部長に対して、次のとおり官公庁との連絡を担当させることができる。

- (1) 労働基準監督署
- (2) 公共職業安定所
- (3) 年金事務所
- (4) その他の官公庁、団体

2. 支部長は、支部運営のために、副支部長および幹事に対し、次の通り各事業を担当させることができる。

- (1) 総務委員会担当事業

支部会議、支部役員会、その他総務庶務に関する事項

- (2) 厚生委員会担当事業

懇親会、親睦会、旅行会、同好会、その他福利厚生に関する事項

- (3) 研修委員会担当事業

研修会、講習会、講演会、その他研修研鑽に関する事項

- (4) 広報委員会担当事業

会員名簿の作成、名札掲示板の作成および管理、会報誌の発行、その他広報 PR 活動、ホームページに関する事項

- (5) その他の事業

前各号に属さない事項

(分科会等)

第 13 条 支部役員会の議を経て、必要に応じて次のとおり専門分科会および研究会を設けることができる。

2. 運営方法および必要な事項は、その都度支部役員会で決定する。

(支部会費)

第 14 条 当支部は支部独自の事業、および行事を行う目的をもって次に定める支部会費を徴収することができる。支部会費は、支部が定めた納期限までに納付するものとする。

開業会員 年間（4 月 1 日より翌年 3 月 31 日まで）18,000 円

法人社員 年間（4 月 1 日より翌年 3 月 31 日まで）18,000 円

勤務等会員 年間（同上） 9,000 円

2. 年度の中途において入会した者は、入会した日の属する年度分については、前項の額を 12 で除した額に、その年度末までの月数を乗じた額の会費を納入するものとする。

3. 退会した所属会員に対し、既に納入した会費は返還しない。ただし、所属部会の変更となった場合は、この限りではない。

4. 前項の支部会費のほか、臨時の事業または特別の行事に際し、臨時に会費を徴収することがある。

5. 本条に基づく会費は特別会計とし、監査を受けて定期支部会議に報告し、承認を求めるものとする。

6. 所定期限までに、定められた会費を納入しない者は、支部独自が行う事業および行事に参加し、またはその便益を受けることができないものとする。

(雑 則)

第 15 条 この規約の改廃は支部会議において、所属会員の過半数（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数の同意を得て行う。

2. この規約に定めのない事項は、東京会支部細則を準用する。また、東京会支部細則にも定めのない事項は、支部役員会の議を経て支部長がこれを定める。

(附 則)

1. 昭和 54 年 4 月 25 日制定
2. 昭和 59 年 4 月 17 日一部改正
3. 昭和 63 年 4 月 18 日一部改正
4. 平成 8 年 4 月 1 日一部改正
5. 平成 10 年 4 月 1 日一部改正
6. 平成 20 年 4 月 24 日一部改正
7. 平成 24 年 4 月 16 日一部改正
8. 平成 25 年 4 月 15 日一部改正
9. 平成 27 年 4 月 21 日一部改正